

# 都市医師会 だより

平成25年度 札幌市医師会医政講演会  
平成26年 3月17日

## 医療と消費税 ～消費税増税と対応策～

札幌市医師会  
政策部長 松村 茂 樹

去る平成26年3月17日（月）に札幌市医師会館において、札幌市医師会主催の医政講演会を開催いたしました。今回は、「医療と消費税」と題して、京都紫明税理士法人に所属する社員税理士で医業経営コンサルタントの船本智睦氏をお迎えしました。講演会は、松家治道会長のあいさつに始まり、私が座長を務めさせていただき、医療と消費税について講演をいただきました。

講演では、まず医療における消費税負担解消法として、①診療報酬の課税化（標準税率）、②診療報酬の課税化（軽減税率、ゼロ税率）、③非課税・診療報酬補填方式、④非課税・消費税負担還付・返還方式があること、そして医療機関での消費税の計算ルールの説明がなされました。さらに今回の消費税8%への増税、今後10%となった場合の控除対象外消費税額について、具体的にクリニック、病院の例を挙げられ、消費税増税の影響は、病院種類別に違いがあり、ハイケアユニット、DPC病院、地域医療支援病院では、その影響が大きいことを提示されました。

そして、従来と同様に診療報酬を非課税として、消費税分を診療報酬で補填する方式については、今



回の平成26年度の診療報酬改定では、消費税増税分のプラス5,600億円が確保され、全体改定率はプラス0.1%の400億円になったが、公平性・透明性を確保できないという問題があることを述べられました。そして、診療報酬を課税化し、軽減税率を適応することについては、仕入れに係る消費税が計算対象となり、医療界が最も望む方式ではあるが、すべての医療機関が課税事業者になり、納税額は税率により異なり、ゼロ税率以外では患者の負担は増え国民の理解が得られづらいことを指摘され、さらに社会保障財源の問題、選定対象の選択の困難性などもあり、実現のハードルはかなり高いという認識を持つべきであることを述べられました。

そこで船本氏は検討すべき対応策として、診療報酬を非課税のままとして、消費税負担相当分を還付・返還する方式を提案したいと講演の中で述べられました。この医療機関の消費税負担を還付する方式は、実際にカナダで行われているPSBリベート（Public Service Body Rebate）方式を参考にしたもので、控除できない負担額を医療機関が自ら計算した申請に基づいて還付するもので、この方式は、日本でも実現的な選択肢の一つとして検討すべきであり、公平性・透明性・簡素性という観点から優れた方式であるということでした。この「日本版PSBリベート方式」は、各医療機関が「控除対象外消費税負担計算書（仮）」を作成し、返還請求して、それに一定の還付率を乗じて返還する仕組みを構築するというもので、財源としては、裁量的経費による厚労省予算措置で行うこととし、あくまで診療報酬の医療費とは切り離れた別枠のものとして考えているということでした。

講演会の最後には質疑応答となり、聴衆者からは、



札幌市医師会 松家会長



札幌市医師会 松村政策部長



船本智睦氏

日本版PSBリポートによる非課税還付方式の実現の可能性についてなどの質問があり、船本氏はぜひ実現方向へ進める努力をしたいと答えられています

た。近い将来消費税率10%になることもあり、医療における消費税問題について学ぶ有意義な講演会であったと思いました。

## お知らせ

# 平成25年度日本医師会生涯教育制度 自己申告のお願い

—北海道医師会が一括申告いたします—

### ◇学術部◇

日本医師会生涯教育制度の申告の時期がまいりました。

北海道医師会では、「一括申告方式」により、特別なお申し出がない限り、当会からお送りした受講記録にて「一括申告」いたします。

#### 1. 申告方法

平成25年度日本医師会生涯教育講座等の受講証を5月23日頃に会員各位へ発送を予定しております。

当会ではお送りした受講証のデータをもとに、「一括申告」をいたします(未受講者を除く)。

「申告をしない方」は、申告取消を5月30日までに当会事業第四課へご連絡下さい。連絡のない場合は「一括申告」をご了承いただいたものとして取り扱いいたします。

なお、道外での受講につきましても、取得単位カリキュラムコード数の対象となります。

#### 2. 申告書提出期日ならびに提出先

本受講記録以外で単位・カリキュラムコードを申告される場合は、同封の「生涯教育申告書」にて下記宛てご提出下さい。

提出期日：平成26年5月30日(金)

提出先：ご所属の郡市・医育機関医師会

#### 3. 「単位取得証」・「日医生涯教育認定証」

「単位取得証」

申告された単位・カリキュラムコードに基づき、日本医師会より、本年10月頃、単位取得証が交付されます。

「日医生涯教育認定証」

連続した3年間で、単位数・カリキュラムコード数(同一コードは加算不可)の合計数が60以上取得することにより、日医生涯教育認定証(3年間の有効期間付き)が交付されます。

照会先：北海道医師会事業第四課

TEL 011-231-1727 FAX 011-252-3233

E-mail 4ka@m.douji.jp